公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 功労馬繋養支援事業実施要綱

(平成 24 年 12 月 28 日設定 理事長達 59 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル(以下「本財団」という。)が定款第 4 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事業として、日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)からの助成及び関係諸団体からの助成又は寄附を受けて功労馬繋養支援事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において功労馬とは、競走、繁殖及びその他の用途から引退していずれの用途にも使われることなく、余生を送るために繋養されている馬であって、競走馬として活躍し競馬の発展に貢献した次のいずれかに該当する馬をいう。

- (1) 中央競馬重賞競走の勝馬
- (2) 地方競馬で実施されたダートグレード競走(ダート競走格付委員会又は 日本グレード格付管理委員会において格付けされた指定交流重賞競走)の 勝馬

(事業の内容)

- 第3条 本財団は、本事業として次に掲げる事業を実施する。
- (1) 助成金交付事業 功労馬の飼養及び展示環境を整備するため、功労馬(本財団の理事長が別 に定めるものに限る。)の飼養費及び施設維持管理費の一部として、その 所有者に助成金を交付する事業
- (2) 情報提供事業 本財団のホームページ等を通じて功労馬に関する情報を提供する事業
- (3) その他事業 功労馬の馬名プレートの作成、提供等、本事業の目的を達するために必要 な事業

(競馬会に対する助成金の申請等)

- 第 4 条 本財団は、競馬会に助成金の交付を申請しようとする場合、本事業の 事業内容、実施に係わる費用等を記載した助成金交付申請書に功労馬繋養支援 事業計画書及び収支予算書を添えて、事業実施前までに提出し、承認を得るも のとする。
- 2 本財団は、関係諸団体から助成金の交付を受けようとする場合、前項に準じて当該団体と協議のうえ承認を得るものとする。
- 3 本財団は、本事業に関して寄附金を受ける場合、別に定める寄附金等取扱規程に基づくものとする。

(会計区分)

第 5 条 本財団は、本事業に関して交付された助成金及び寄附金について、本 財団の会計規程に基づき区分経理するものとする。

(報告書の提出)

- 第6条 本財団は、事業終了後30日以内に事業内容及び決算状況等を記載した功労馬繋養支援事業実績報告書を競馬会に提出するものとする。
- 2 本財団は、関係諸団体から助成金又は寄附金を受けた場合、事業終了後に 功労馬繋養支援事業実績報告書を当該団体に提出するものとする。

(事業内容の中止又は変更)

第7条 本財団は、第4条第1項により申請した事業を中止又は変更しようとするときは、その内容及び事由を付して競馬会に申請を行い、承認を得るものとする。

(助成金等の取扱い)

- 第8条 本財団は、競馬会から交付を受けた助成金について、残額が生じた場合、第6条第1項の報告書に記載のうえ、これを競馬会に返還するものとする。
- 2 本財団は、使途を本事業に特定する助成金及び寄附金について、本事業に のみ使用するものとする。

(事業の実施期間)

第 9 条 本事業の実施期間は、第 4 条第1項で承認のあった日から当該年の 12月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、 本財団の理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行し、第4条第1項に規定する競馬会の承認のあった日(平成25年1月23日)から適用する。

附 則(平成29年9月19日理事長達第8号)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。平成29年9月22日(29日 競第4228号) 競馬会承認。

附 則(令和6年9月3日理事長達第6号)

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和7年2月6日理事長達第1号)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。2025年2月17日(25日競第2437号)競馬会承認。